

劣化調査診断費の補助 長期修繕計画作成費の補助

NEW!

CHECK

～最大45万円の補助金になります～

- これまで一度も劣化状況を専門家にみてもらったことがない…
- 不具合には都度、対応してきているので修繕計画は不要!
- 大規模修繕をせずとも住めるので大丈夫!

これらに該当するマンションは、要注意です。
安全で快適に居住するため・資産価値を保つためにも、
建物の現状把握と計画的なメンテナンスはとても重要です。
神戸市では、管理適正化を支援するための補助を実施しています。

適正管理のためのフローと補助メニュー

診断、修繕、日常点検（見直し）のサイクルを適正に回すことが重要です。



【劣化調査診断費補助】

- 10～15年での診断が一般的
- 大規模修繕の基本方針を決めるために必要
- 修繕が必要な時期と概算費用が把握できる
- まずは診断を受けて現状把握を

専門家（建築士）依頼

診断業者の選定

全戸アンケート

1次診断、2次診断

劣化調査診断結果の報告

【長期修繕計画作成費補助】

- 国の標準様式では計画期間は30年以上となっている
- 修繕時期に一時金を集めることは困難
- 適時適切なメンテナンスのため、将来計画と計画的な資金集めを

長期修繕計画の作成

修繕積立金の決定

修繕積立金の積立

大規模修繕の実施

築35年以上の高経年マンションに対し
最大15万円の補助

長期修繕計画のないマンションに対し
最大30万円の補助

補助制度の詳細は裏面でチェック⇒

【劣化調査診断費補助】

劣化調査診断



制度の詳細
はこちら



調査・修繕の実践解説
「なるほどシリーズ第4巻」
はこちら

補助対象者	マンション管理組合
補助対象経費	劣化調査診断に要する費用
補助の内容	<ul style="list-style-type: none"> 補助率：築35～44年の場合、補助対象経費の1/3 築45年以上の場合、補助対象経費の1/2 補助限度額：15万円
補助対象となるマンションの要件	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市内にある分譲マンションであること 竣工した年度の4月1日から35年以上経過していること 原則として建築基準法その他関係法令に適合していること 10年以内に当該補助金の交付を受けていないこと マンション管理状況の届出をしていること (又は実績報告書の提出までに届出をすること)

【長期修繕計画作成費補助】

大規模修繕



制度の詳細
はこちら



調査・修繕の実践解説
「なるほどシリーズ第4巻」
はこちら

補助対象者	マンション管理組合
補助対象経費	国の長期修繕計画標準様式に準拠した長期修繕計画を作成するにあたり外部専門家に委託する費用
補助の内容	<ul style="list-style-type: none"> 補助率：補助対象経費の1/2 補助限度額：30万円
補助対象となるマンションの要件	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市内にある分譲マンションであること 長期修繕計画が未作成であること 専有面積の1/2以上が住宅用途であること 竣工した年度の4月1日から5年以上経過していること 原則として建築基準法その他関係法令に適合していること 過去に当該補助金の交付を受けていないこと マンション管理状況の届出をしていること (又は実績報告書の提出までに届出をすること)

問合せ窓口・マンション管理の相談窓口

TEL 078-647-9955

受付時間 10時～17時(水曜・日曜・祝日を除く)



神戸市すまいの総合窓口
すまいるネット

神戸市すまいの安心支援センター「すまいるネット」

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階

すまいるネット 神戸

検索